

## 大分大学福祉健康科学部企画運営委員会細則

平成29年5月10日制定  
平成29年福祉健康科学部細則第2号

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学福祉健康科学部規程（平成28年福祉健康科学部設置室規程第1号）第7条第2項の規定により、大分大学福祉健康科学部企画運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大分大学福祉健康科学部学部長室会議において審議した事項に関すること
- (2) その他委員長が必要と認める事項

### (構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 副学部長
- (3) 教育研究評議会評議員
- (4) 学生生活委員長
- (5) 入試・広報委員長
- (6) 就職進路委員長
- (7) 研究・社会連携推進委員長
- (8) 研究倫理マネジメント委員長
- (9) 事務長

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 3 委員長は、緊急の場合その他やむを得ない事態が発生したときは、その事態に対する措置を決定し、事後、委員会の承諾を得るものとする。

### (会議の特例)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

- 2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席者」とあるのは当該議事に参加した者とする。
- 3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

### (委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(議事録等の作成)

第8条 議長は、委員会の議事録又は議事概要を作成する。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、福祉健康科学部事務部総務係において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (令和2年福祉健康科学部細則第2号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。